

# 山県市農産物直売所等運営事業者募集仕様書

## 1. 物件の概要

### (1) 施設

- ①山県市てんこもり（生産物直売食材供給施設）
- ②山県市ふれあいバザール（生産物直売食材供給施設及び農産物処理加工施設）

### (2) 所在地

- ①山県市てんこもり  
山県市小倉755番地2
- ②山県市ふれあいバザール  
山県市船越416番地13

### (3) 使用方法

- ①山県市てんこもり  
施設使用許可（土地面積：2,980㎡ 内建物：295.25㎡）
- ②山県市ふれあいバザール  
施設使用許可（土地面積：411.81㎡  
内、生産物直売食材供給施設：145.0㎡・農産物処理加工施設：45.5㎡）

## 2. 事業内容

- ①山県市てんこもり  
飲食業の営業、農産物販売
- ②山県市ふれあいバザール  
飲食業の営業、農産物販売・加工

## 3. 営業日・時間等

- ①山県市てんこもり  
定休日は水曜日とする。営業時間、その他の年間休日については事業提案書をもとに、市と協議の上決定する。
- ②山県市ふれあいバザール  
定休日は月曜日とする。営業時間、その他の年間休日については事業提案書をもとに、市と協議の上決定する。

## 4. 募集における前提条件

- ①山県市てんこもり  
1 事業者への使用許可とする。
- ②山県市ふれあいバザール  
生産物直売食材供給施設及び農産物処理加工施設において一括募集による同一事業者での使用許可とする

## 5. 使用許可期間

期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日の5年間とする。5年経過後、再公募を行う。

## 6. 使用料

市が発行する納入通知書により、その指定する期日までに納入すること。

- ① 山口市てんこもり 月額 77,000円
- ② 山口市ふれあいバザール 月額 40,700円

## 7. 経費の負担

経費の負担区分については、山口市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例施行規則（平成15年山口市規則第88号）別紙「使用許可の条件」に定めるとおりとする。

## 8. 修繕の負担

本物件の主体構造部、及び山口市で設置した設備や備品等の修繕は、原則として、市の負担とするが、都度事業者と協議を行い、負担区分を決定するものとし、事業者の不注意などに起因する損傷箇所の修繕は事業者の負担とする。

## 9. 使用条件

- ①食品衛生法に基づく営業許可の申請、その他法令が定める諸官庁への申請・届出等については、すべて事業者の責任において行うこと。
- ②事業者は、食品衛生法及び関係法令等を遵守し、厨房・飲食スペースにおける衛生管理に十分注意を払い、食品衛生上の問題等が発生した場合は、直ちに市に報告のうえ、すべて事業者の責任と負担において対処すること。
- ③施設利用者からの苦情や事故等が発生した場合は、事業者が対応した上で、重要なものについては速やかに市に報告すること。
- ④事業者は、店舗の改修工事、大規模修繕など原形を変更する行為を行うときは、事前に市の承認を得て、費用は全て事業者の負担において行うことを原則とする。
- ⑤事業者は、毎年度終了後、速やかに前年度の収支実績を含む事業報告書を作成し、市に提出するとともに、市によるヒアリング等を受けなければならない。また、ヒアリング等により顕在化した運営等に関する意見・助言に対しては、事業者は事業運営に反映させるよう努めなければならない。  
なお、この定期報告以外にも、市が収支等の報告を求めた場合には、事業者はその求めに応じなければならない。
- ⑥緊急時の連絡体制及び連絡先を市に報告すること。
- ⑦本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、市と事業者により協議し、決定する。

## 10. 使用上の制限

- (1) 事業者は、使用施設を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。
- (2) 事業者は、使用施設に関する権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、担保に供し、又は営業を委託し、もしくは名義貸し等を行うことはできない。
- (3) 大規模災害時や営業時間外に市で一時的に使用する場合がある。

## 11. 使用許可の取消又は変更

市は、次のいずれかに該当するときは、使用許可の取消又は変更することができる。この場合において、事業者にいかなる損失が生じても、市は補償しない。

- (1) 公用又もしくは公共用に供する必要が生じたとき
- (2) 公共工事の対象となったとき

- (3) 事業者が使用料の未納等この仕様書及び関係条例及び規則の各条項に違反したとき
- (4) 参加資格の詐称その他不正な手段により事業者として選定されたとき
- (5) 休業状態が1か月間継続しているとき
- (6) 食品衛生法に規定された許可の取り消し又は営業の禁止若しくは停止を受けたとき

## 1 2. 原状回復

事業者は、使用期間が満了となるときは使用許可期間内までに、又、使用許可が取り消されたときは市が指定する期日までに、使用施設を自己の負担で原状に回復しなければならないものとする。

ただし、市が特に承認したときは、この限りではない。

なお、事業者が期日までに原状回復の義務を履行しないときは、市が原状回復のための処置を行い、その費用の支払いを事業者に請求することができる。この場合において、事業者は、何ら異議を申し立てることができない。

## 1 3. 損害賠償

事業者が使用施設の使用にあたり、市又は第三者に損害を与えたときは、すべて事業者の責任でその損害を賠償しなければならないものとする。また、事業者がその責めに帰する理由により、使用施設の全部又は一部を滅失し又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額を市に支払わなければならない。ただし、事業者が自己の費用で使用施設を原状に回復した場合は、この限りではない。

## 1 4. その他

その他使用に関する条件については、山縣市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例（平成15年山縣市条例第115号）と山縣市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例施行規則（平成15年山縣市規則第88号）に定めるとおりとする。